

可児高等学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・集団からの仲間はずれや無視。
- ・遊ぶふりをして、軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット上（パソコンや携帯電話による SNS やメール等）で誹謗中傷や嫌がらせを受ける等。

(3) 可児高等学校の姿勢・課題

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 組織の名称

「いじめ防止等対策検討会議」

② 組織の構成員

- ・学校関係者※1（校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談担当）

※1 学校関係の構成員については、いじめ問題に直接関わる職員（発見者、クラス担任や部活動顧問、養護教諭など）も必要に応じて加えるものとする。

- ・外部専門家および第三者（臨床心理士、保護者代表、地域代表）

③ 組織の運営

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として本委員会を組織する
- ・年2回（5月と2月）いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校はいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

(2) 本校における組織的取組

① 学校全体

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する（地域貢献やボランティア等）。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・「学校いじめ防止プログラム」や「早期発見・事案対処マニュアル」を定める。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組が行われているかどうかを学校評価の評価項目に位置づける。
- ・本校のいじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒・保護者・関係機関等に説明し、共通理解を図る。

② 生徒指導部

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめ実態調査」を実施し状況を把握し、問題の解決を図る。
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・交通安全教育を推進し、命の大切さを訴える。
- ・心理検査を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を入学時に行い、以後も定期的にも実施する。

- ・外部機関（警察、子ども相談センター、PITCREW（ネットパトロール委託業者）、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・MSL活動を通じた社会貢献活動への参加により、自己有用感や自己肯定感を育み、社会の一員としての自覚を高める。

③ 教務部

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ・アクティブラーニング（能動的学習）型授業を推進し、生徒相互のコミュニケーション能力を高める。

④ 進路指導部

- ・高校3年間の方向付けや目的意識を早期から育成し、進路意識を高める。
- ・はつらつ講座（外部講師による進路別セミナー）を複数回開催し、生徒の進路意欲を高めると共に、将来の展望を開かせることで、自己有用感を育む。
- ・インターンシップや社会体験学習により、社会における規律を習得させる。

⑤ 特別活動部

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・地域課題解決型キャリア教育を推進し、地域の大人との関わりの中で将来を展望させ、自己有用感を育む。

⑥ 保健厚生部

- ・年3回の「命を守る訓練」を通じて命の大切さを考えさせる。

⑦ 渉外部

- ・PTA総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を企画する。
- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。

⑧ 改革推進部

- ・地域課題解決型キャリア教育を推進し、地域の大人との関わりの中で将来を展望させ、自己有用感を育む。

⑨ 各学年部

- ・リーダーを養成するという観点で校外研修をとらえ、生徒間の望ましい人間関係を育む。
- ・生徒との信頼関係を高めることを目的として、宅習記録を有効に活用する。

(3) 年間計画

月	行 事	取 組 内 容
3	合格者 生活安全教室	・交通安全・情報モラルに関わる講話を通して、命や人間関係の大切さを訴える。
4	第1回LHR（仲間作り） 教育相談（二者面談） 第1回校内いじめ防止職員研修 命を守る訓練① PTA総会	・エンカウンターにより温かい人間関係の醸成を行う。 ・生徒の生活状況や人間関係等を確認する。 ・学校の方針と具体的対応を確認する。 ・命の大切さを考えさせる。 ・保護者へ本校のいじめ防止基本方針を明示する。
5	心理検査	・生徒の内面を知るための資料収集を行う。
6	職員研修 PTA・職員あいさつ運動 第1回迷惑調査（全校）	・心理検査等の有効な活用方法について研修する。 ・登校時、あいさつ運動を保護者とともに行う。 ・盗難、SNSでの迷惑行為、嫌がらせ等の有無を、記名・無記名選択方式のアンケートにて調査する。
7	第1回いじめ防止等対策検討会議 保護者懇談会（3年は三者懇談）	・いじめ防止の年間の取組について、検討する。 ・家庭生活の状況確認を行う。
8	インターンシップ（希望者）	・職業体験で豊かな心を養う。
9	第2回校内いじめ防止職員研修 命を守る訓練②	・前期末時点での生徒の情報交換を行う。 ・命の大切さを考えさせる。
10	交通安全講話 教育相談（二者面談） 職員研修 PTA・職員あいさつ運動	・交通安全を通じて命の大切さや他者への思いやりの大切さを考えさせる。 ・生徒の生活状況や人間関係等を確認する。 ・教育相談についての研修を行う。 ・登校時、あいさつ運動を保護者とともに行う。
11	保健講話	・性や薬物に関する講話を通じて人権意識を高める。
12	第3回校内いじめ防止職員研修 ひびきあいの日 第2回迷惑調査（全校） 保護者懇談会（三者懇談）	・後期中間時点での生徒の情報交換を行う。 ・人権講話や映画鑑賞により人権意識を高める。 ・第1回迷惑調査以降の迷惑行為について調査する。 ・家庭生活の状況確認を行う。
2	第2回いじめ防止等対策検討会議 第3回迷惑調査（1・2年）	・いじめ防止の年間の取組を検証し、次年度に向けての課題を明らかにする。 ・第2回迷惑調査以降の迷惑行為について調査する。
通年	全校集会・学年集会 交通安全指導	・思いやりや人権意識を高める講話を行う。 ・交通ルール・マナーを守ることを通じて、思いやりの心を育てる。

3 附則

平成26年4月1日	制定
平成27年4月1日	一部改訂
平成28年4月1日	一部改訂
平成29年4月1日	一部改訂
平成29年10月1日	一部改訂
平成30年10月1日	一部改訂